

社会福祉法人 滝上ハピニス 修学資金貸与制度の事務手引き

経営理念

- ・私たちは利用者個々の自己実現に努め、選ばれる施設を目指します。
- ・私たちは「この施設を利用して良かった」と思っていただけるように常に良質なサービス提供を目指します。

経 営 方 針

- ・私たちは人権を尊重し、利用者一人一人が自分らしく生活できるように支援します。
- ・私たちは日々の実践を検証して、常に自己研さんに努め、専門的な知識と技術をもって良質なサービスを提供します。
- ・私たちは職員同士のチームワークを大切にし、それぞれの専門性を発揮し、心あるサービスを提供します。
- ・私たちは利用者の社会参加の機会を広げ、地域の人々との交流を深め、開かれた施設づくりに努めます。



★ 貸付けを受ける前に ★

貸付を希望される方は、この「しおり」をよく読んで貸付であるという趣旨を理解していただき、 免除事由に該当しないときの返還の負担をもう一度よく考えた上で、卒業等の後の進路を十分 検討してから申請して下さい。

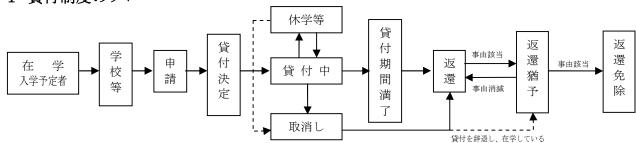
~ 社会福祉法人 滝上ハピニス修学資金貸与制度について ~

この制度は、社会福祉士又は介護福祉士の養成校に在学している方、もしくは入学を 予定している方で社会福祉法人滝上ハピニス(以下、当法人)において、相談支援業務又 は介護業務に従事する意思がある方を対象に無利子で修学に必要な資金を貸付けること によって、福祉介護人材の育成並びに確保に努め、サービスの質の向上を図ることを目 的としております。

このように、あくまでも修学資金を貸付ける制度ですので、貸付期間が満了したときは原則として貸付金を返還することが必要となります。

ただし、資格取得または卒業後に一定要件のもと当法人において相談援助業務又は介護業務に従事したときには貸付金の返還が免除となります。

1 貸付制度のフロー



2 貸付の対象者

- (1)当法人が指定した社会福祉士及び介護福祉士養成校(以下、養成校という)の入学予定者及び在学生
- (2)当法人が指定した養成校に修学する職員

3 貸付金額

入学金及び授業料、その他理事長が定める経費を貸付金の対象とさせていただきます。

4 貸付期間

貸付できる期間は、養成校における正規の修業期間内とさせていただきます。

5 貸付制限

次の事項に該当する職員については貸付を行いませんのでご留意下さい。

- ①過去一年以内において就業規則違反をした者
- ②過去一年以内において就業規則に抵触する行為を繰り返している者
- ③勤務成績が不良であり他の職員の範とならない者
- ④その他、理事長が諸般の事情を勘案し貸付けることがふさわしくないと判断した者